

いきいき農村基盤整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1 農村地域における所得の確保及び農業農村の維持・発展に資する簡易な農業生産基盤の整備を図るため、いきいき農村基盤整備事業実施要領（令和2年3月30日付け農建第529号岩手県農林水産部長通知。以下「要領」という。）第4に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が、要領第2に規定するいきいき農村基盤整備事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(経費相互間の流用の禁止)

第3 別表第1の経費の欄に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 要領第5に規定するいきいき農村基盤整備計画の事業種類の欄に掲げる各事業の経費の20パーセントを超える増減又は受益面積の5パーセント以上かつ1ヘクタール以上の増減
- (2) 事業種類の変更
- (3) 整備を行う地区の区域の範囲の変更
- (4) 事業の廃止
- (5) 前4号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第6 広域振興局長（以下「局長」という。）は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業の進捗に係る報告)

第7 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在における補助事業の進捗状況について、当該四半期の最終月の翌月10日までに、いきいき農村基盤整備事業進捗状況報告書（様式第6号）により、局長に報告しなければならない。

(前金払)

第8 局長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、いきいき農村基盤整備事業補助金前金払請求書（様式第7号）を局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2関係)

区分	経費	補助額
1	事業実施主体が補助事業のうち次に掲げる事業を行う場合に要する経費 (1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) (2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの) (3) 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) (4) 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの) (5) 暗渠排水の整備 (6) 湧水処理施設の整備 (7) 末端畑地かんがい施設の整備(施行場所が樹園地であるものに限る。) (8) 末端畑地かんがい施設の整備((7)に掲げるものを除く。) (9) 客土の搬入及び整地 (10) 石礫の除去	定額(ただし、50万円以上200万円未満とする。) 注1 施工面積のうち1アール未満の面積及び施工延長のうち1メートル未満の部分を切り捨てるものとする。 注2 暗渠排水に関して、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以上となる場合には、下式により施工面積(A)を割り引いて補助額を算出するものとする。 $\text{補助額} = A \times 10 / L \times \text{補助単価}$
2	事業実施主体が補助事業のうち次に掲げる事業を行う場合に要する経費 (11) 耕作放棄防止(発生防止) (12) 耕作放棄防止(土壌改良)	定額(ただし、200万円未満とする。) 注3 施工面積のうち1アール未満の面積を切り捨てるものとする。
3	事業実施主体が補助事業のうち次に掲げる事業を行う場合に要する純工事費及び測量試験費 (13) 耕作道 (14) 農業用排水施設 (15) 土層改良 (16) 特認事業	当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額(ただし、50万円以上100万円未満とする。) 注4 施工面積のうち1アール未満の面積及び施工延長のうち1メートル未満の部分を切り捨てるものとする。

別表第 2 (第 9 関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部 数	提 出 期 日
規則第 4 条 の規定によ る書類	いきいき農村基盤整備事業補助 金 交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他局長が必要と認める 書類	第 1 号 第 2 号 第 3 号	各 1 部	別に定める。
規則第 6 条 第 1 項第 1 号、第 2 号及 び第 3 号の 規定により 承認を受け る場合の書 類	いきいき農村基盤整備事業変更 (廃止) 承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他局長が必要と認める 書類	第 4 号 第 2 号 第 3 号	各 1 部	変更 (廃止) の理由が生じ た日から 15 日 以内
規則第 13 条 第 1 項の規 定による書 類	いきいき農村基盤整備事業補助 金 請求 (精算) 書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他局長が必要と認める 書類	第 5 号 第 2 号 第 3 号	各 1 部	事業完了後 30 日以内又は事 業実施年度の 3 月 31 日のい ずれか早い日